

記入例

3 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名 (公表対象外)	研修会名、実施団体	受講年月日
〇〇 〇〇	給水工事振興財団 e-ラーニング	〇年〇月〇日
〇〇 〇〇	社内研修（誤った記入例） ③給水装置の事故事例と対策技術	〇年〇月〇日
	社内研修（正しい記入例） ①②ハイポリエチレン管について	〇月〇日
	④給水装置の適切な施工と延命化	
上記内容の公表可否	可	不可

主任技術者等の過去5年以内の研修受講実績について記入選任している主任技術者は受講実績がない場合も全員の氏名を記入
受講実績がない場合は受講内容の欄は空欄

外部研修（給工財団のe-ラーニング、現地研修会等）を受講した場合、修了証等（修了年月日が明示されたもの）の写しを添付

社内研修について
記入できる社内研修は下記の事項が含まれるものに限る

- ①水道法（給水装置関連）
 - ・主任技術者の職務と役割
 - ・給水装置の構造及び材質
- ②給水装置及び給水装置工事法に関する最新の技術情報
- ③給水装置の事故事例と対策技術
- ④給水装置の維持管理（故障・異常の原因と修繕工事法）

左記の事項は研修内容に含まれる事項であり、**研修名ではありません。**
左記の事項を含む研修名を記入願います

※外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

※社内研修については、研修内容を記載してください。

※受講者名は、公表の対象ではありません。

※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

ホームページ等への掲載可否について確認をするため必ず記入

記入例

4 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条
 法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

2 配水管から分岐して給水管を計測メーターまでの工事を施行する場合、他の異常を生じさせるおそれなく、専ら従事させ、又は

工事を施行しない場合はチェック

2の業務内容『対応工事種別』で『配水管分岐～水道メーターまで』を施行しない場合はチェック

※「～工事を施行しない」場合とは？

分岐を含む給水装置工事を申込み（施行）するかどうかということです

分岐工事を他者（宮城県管工業協同組合等）に依頼する場合も「施行する」こととなります。この場合は、チェックマークを記入せず、依頼先を含めた「技能を有する者」を記入します

□「配水管からの分岐～水道メーターまで」

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の 取付・せん孔、給水管の 接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入)		工事 年度
			保有している資格等	
〇〇 〇〇	○	○	給水装置工事配管技能検定合格者	R3
〇〇 〇〇	○	×	資格を有していなくても、経験を有していれば記入する	R2
宮城県管工業協同組合 〇〇 〇〇	○	○	給水装置工事配管技能者	R4
(株)〇〇〇〇 〇〇 〇〇	○	○	配管技能士(一級)	R2
自者又は他者等へ依頼した分水も含む 給水装置工事に主に従事した者の氏名等を記入する		記入対象となる資格は別紙「保有している資格等の記入についての注意事項」をご参照ください		
上記内容の公表可否		<input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可		

ホームページ等への掲載可否について確認をするため必ず記入

保有している資格等の記入についての注意事項

4 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

□「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の 取付・せん孔、給水管の 接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入)		工事 年度
		保有している資格等		
①			②	

①【技能を有する者の氏名】について

配水管からの分岐から水道メーターまでの作業を実際に行った方について記入願います。なお、分岐(分水)を宮城県管工業協同組合又は他事業者へ依頼した場合は依頼先の方の氏名を記入してください。

②【保有している資格等】について

この項目で記入の対象となる資格は、以下の項目を参考にしてください。

記入の対象となる資格の例

公益財団法人給水工事技術振興団によるもの

- ・給水装置工事配管技能者 (平成 29 年以降一本化)
- ・給水装置工事配管技能検定合格者
- ・給水装置工事配管技能者講習会修了者

※証するものとして、各々修了証書、修了者証、認定者証、認定証、合格者証等があります。

職業能力開発促進法関係によるもの

- ・配管技能士 (一級、二級、三級) ※職業能力開発促進法第 44 条に規定する配管技能士
- ・都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者 (職業能力開発促進法第 24 条の規定による)

記入の対象とはならない資格の例

主任技術者、責任技術者、各施工管理技士、掘削等作業関係資格、各種運転資格等、これらの資格は「給水装置工事を適切に作業できる者」とは異なるもののため、記入しないようお願いいたします。
なお、一級配管技士、二級配管技士、配管技士はすでに廃止されているので記入できません。